

株式会社グラビトン製品の輸出に関する、日本の輸出規制と米国輸出規制、該非判定書等について

株式会社グラビトンは、自社で製造/販売する光電変換(O/Eコンバーター：以下O/Eと称す)製品の輸出にあたり、外国為替及び外国貿易法ならびに米国輸出規制(EAR: Export Administration Regulations)等を遵守し、適切に輸出管理を実施しております

該非判定書の入手方法について

- 1) 下記に掲載されている「非該当品リスト」をご利用下さい
- 2) 掲載がない製品は、Eメールにてご依頼ください

「非該当品リスト」をご利用いただく方法について

- ・ 以下「非該当品リスト」の製品掲載ページを印刷し、輸出通関用資料としてご利用ください
- ・ 「非該当品リスト」をもって、当社発行の該非判定書といたします
- ・ ご利用の際は、<使用上のご注意> を必ずお読みください

<使用上のご注意>

1. グラビトンのO/E製品を日本から輸出する場合は、日本の輸出規制以外に米国輸出規制が適用されます
2. 米国政府の定める輸出規制国への貨物の輸出、技術の提供は禁止されています
3. 米国政府の定める取引禁止顧客Lists等への輸出・販売・譲渡等は禁止されています
4. 日本政府が定める「外国ユーザーリスト」対象者への輸出・販売・譲渡等は禁止されています
5. 「キャッチオール規制」に基づき、最終需要者・用途が大量破壊兵器等の開発・製造・使用に関与する場合、又は、関与が疑われる場合は輸出が禁止されています

「非該当品リスト」 2023年7月23日政省令等改正対応版

米国政府の定める輸出規制国：米国商務省 - Country Group E
米国政府の定める取引禁止顧客Lists：米国商務省：米国商務省
日本政府が定める外国ユーザーリスト：経済産業省安全保障管理課

「非該当品リスト」

輸出貿易管理令別表第一の第1項から第15項における判定 (2023年7月23日施行政省令等対応)

O/E製品 型番	該非 判定	対象項番	非該当理由	米国輸出規制 (EAR):ECCN
SPD-1_650	対象外	---	輸出令別表第1の第1項から第15項の何れにも当てはまりません	EAR99
SPD-1_850	対象外	---	輸出令別表第1の第1項から第15項の何れにも当てはまりません	EAR99
SPD-2_650	対象外	---	輸出令別表第1の第1項から第15項の何れにも当てはまりません	EAR99
SPD-2_850	対象外	---	輸出令別表第1の第1項から第15項の何れにも当てはまりません	EAR99
SPS-1	対象外	---	輸出令別表第1の第1項から第15項の何れにも当てはまりません	EAR99
SPS-2	対象外	---	輸出令別表第1の第1項から第15項の何れにも当てはまりません	EAR99
SPA-2_650	対象外	---	輸出令別表第1の第1項から第15項の何れにも当てはまりません	EAR99
----- 以下余白 -----				

- ・本リスト記載製品の判定が「対象外」は外為令別表の第1項から第15項の対象外です
- ・本リスト記載製品の判定が「非該当」は外為令別表の第1項から第15項に非該当です
(上記の根拠として別紙「リスト非該当となる汎用電子デバイスの解釈について」をご参照下さい)
- ・製品の各仕様は当社ホームページ掲載のカタログ等でご確認ください

注1) 当社製品を輸出する場合は、以下の一般禁止(制約)事項(General Prohibition)4~10のいずれかが適用される場合、原則、リスト規制品目かどうかを問わず、商務省BISの許可が必要となります

- ・一般禁止事項4 : Denied Persons List (DPL) 掲載者とのEAR対象品目の取引禁止
- ・一般禁止事項5 : キャッチオール規制、軍事エンドユース・ユーザー規制、Entity List、懸念リスト規制などの懸念用途・顧客向け取引禁止
- ・一般禁止事項6 : ロシア等特別規制国・地域向け輸出・再輸出特別規制
- ・一般禁止事項7 : 拡散行為に対する米国企業・米国人の支援禁止
- ・一般禁止事項8 : 特定懸念国を経由する輸出・再輸出規制
- ・一般禁止事項9 : 許可・許可例外の条件等への違反禁止
- ・一般禁止事項10 : 違反関与行為・共犯行為等の禁止

注2) 本資料内の情報は確実性や完全性を保証するものではありません

当社資料及び当社サイトの情報を利用することによって生じた損害について、当社は一切の責任を負いません

注3) 情報は予告なく変更する場合があります。常に最新のリストをご使用ください